

疑問相談

法人税

オーナー企業が株式交換完全子法人となる場合の 適格株式交換に係る共同事業要件の「株式継続保有要件」について

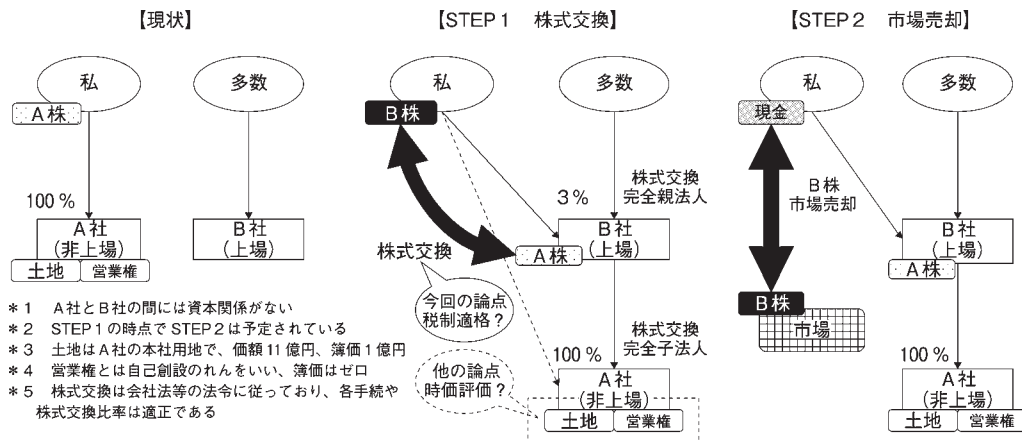
Q 私は製造業を営む非上場会社 A 社（以下「A 社」）の代表取締役であり、A 社の発行済株式の 100% を保有しています。A 社の製造技術は取引先等から高い評価を得ており、業績は好調です。先日、同業種の取引先である上場会社 B 社（以下「B 社」）から、双方の事業のシナジーを高めるため、B 社を株式交換完全親法人、A 社を株式交換完全子法人とし、効力発生日を平成 30 年 10 月 1 日とする株式交換（以下「本件株式交換」）を行いたいという申出がありました。私は、今後の A 社の事業の成長に必要な設備投資や市場環境等を踏まえて、本件株式交換に応じることを前向きに検討しています。

私は本件株式交換により A 社の株主として B 社株式のみの交付を受ける予定ですが、今後の相続や資産運用を考えて、本件株式交換により交付を受ける B 社株式（上場株式）の一部を市場売却（本件株式譲渡）して、当該譲渡対価を C 金融機関で運用する見込みです。

以上のように主に事業上の理由により行われる本件株式交換は、法人税法上、適格株式交換に該当するのでしょうか。

※ 本件株式交換において、「共同事業を営む場合の適格株式交換の要件（以下「共同事業要件」）」のうち、株式継続保有要件（下記 1(2)参照）以外の要件は充足することは確認済みです。

■ 本件の概要



A

本件株式交換は、株式交換直前にB社（株式交換完全親法人）とA社（株式交換完全子法人）との間に直接又は間接の支配関係がないため、共同事業要件により税制適格株式交換の判定をします。

あなたは本件株式交換の直前にA社（株式交換完全子法人）の発行済株式の100%を保有し、A社の支配株主に該当するため、共同事業要件の判定において、株式継続保有要件を充足する必要があります。

本件では、支配株主のあなたは株式交換の直後に本件株式交換により交付を受けたB社株式（株式交換完全親法人株式）を市場で売却する見込みがあるため、株式継続保有要件を充足できず、本件株式交換は非適格株式交換に該当するものと考えられます。

【解 説】

1 共同で事業を行うための株式交換に係る株式継続保有要件

(1) 税制適格要件（共同事業要件）

株式交換直前に株式交換完全親法人と株式交換完全子法人との間に直接又は間接の支配関係がない場合の株式交換は、共同で事業を行うための要件（共同事業要件）により適格判定を行います。その要件は、次のとおりです。

- ① 事業関連性要件
- ② 規模要件又は役員継続従事要件
- ③ 従業者継続従事要件
- ④ 事業継続要件
- ⑤ 株式継続保有要件
- ⑥ 完全親子継続要件

このうち、株式継続保有要件は、株式交換の直前に株式交換完全子法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がない場合には、課されないこととされています（法法二十二の十七八、法令4の3⑳）。

(2) 株式継続保有要件

株式継続保有要件とは、株式交換の直前に当該株式交換に係る株式交換完全子法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合において、株式交換により交付される株式交換完全親法人の株式（議決権のないものを除きます。）のうち支配株主に交付されるもの（対価株式）の全部が支配株主により継続して保有されることが見込まれていることとされています（法令4の3㉔五）。

この場合において、他の者とは個人を含み、支配株主とは、株式交換の直前に株式交換完全子法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合における当該他の者及び当該他の者による支配関係があるものをいい、株式交換完全親法人を除くこととされています。

2 本件株式交換の取扱い

(1) 税制適格要件（共同事業要件）

本件株式交換は、株式交換の直前にB社（株式交換完全親法人）とA社（株式交換完全子法人）との間に直接又は間接の支配関係がないため、共同事業要件で適格株式交換の判定をします。

本件株式交換の株式交換完全子法人であるA社は発行済株式の100%をあなたに保有されているため、あなたはA社の支配株主に該当します。したがって、適

格株式交換の共同事業要件において、株式継続保有要件が課されることとなります。

(2) 株式継続保有要件

あなたは上記(1)のとおり、株式交換完全子法人(A社)の支配株主に該当します。株式継続保有要件を充足するためには、本件株式交換により支配株主(あなた)に交付されるB社株式の全部が支配株主(あなた)により継続して保有されることが見込まれていることが必要とされます。あなたは、本件株式交換の後に株式交換により交付を受けるB社株式の一部を市場売却して換金した後、当該譲渡対価をC金融機関で運用する見込みであり、B社株式の一部を継続して保有する見込みがないため、本件株式交換においては、株式継続保有要件を充足できないこととなります。

なお、株式継続保有要件において、支配株主(あなた)は株式交換により交付を受けるB社株式の「全て」を継続保有する見込みが要件となっているため、仮に株式交換の時ににおいて、あなたが1株でもB社株式の売却を見込んでいれば、株式継続保有要件を充足できないということです。

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません

《デロイト トーマツ税理士法人 プライベート カンパニー サービス

パートナー 西村 美智子 シニアアソシエイト 田中 直也》

(3) 適格判定

適格株式交換の共同事業要件のうち株式継続保有要件を充足できないため、仮に他の全ての共同事業要件を充足する場合においても、本件株式交換は非適格株式交換に該当すると考えられます。

本件株式交換が非適格株式交換に該当する場合、株式交換完全子法人(A社)が保有する一定の資産の時価評価が求められることから、A社において課税が生じる可能性があります。A社が有する土地等の含み益のある資産、特に営業権(自己創設のれん)には留意を要します。

3 まとめ

最近、上場会社等の大企業が、技術力の高い優れたノウハウを有するオーナー企業を株式交換等のストラクチャーにより完全子会社化するケースが増えていますが、本件株式交換のように税制適格株式交換の判定上、共同事業要件の適用が想定され、かつ、株式交換完全子法人が含み益のある資産を有する場合は、株式交換の後のオーナーのアセットマネジメントの動向によっては、株式交換完全子法人において、法人税等の税負担が生じる可能性があるため、留意が必要です。